

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大東市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 四条地区

(1) 現況

本地区は、生駒山地の麓に位置し、市街化に囲まれた環境にありながら、山の中腹にあるため池を水源とした良好な農用地の利用と保全が行われている。また、農地及び農業用排水施設等については、改良区の活動により保全・管理をされてきたが、近年における都市化、高齢化、後継者不足などにより、適切な農地保全管理が困難となっている為、地域が一体となって農地及び農業用排水施設等の維持保全活動を実施する必要性が生じている。

(2) 目標

上記現状を踏まえ、本地区では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下、「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（これらの施設と一体的に管理することが適當なものとして農林水産省令で定める土地を含む）の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	四条地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

認定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし